17　第十四項（第三号を除く。）の規定は、法第六十六条の九の二第六項第十号に規定する政令で定める対価の額について準用する。この場合において、第十四項中「使用料（」とあるのは「対価の額（」と、「当該使用料」とあるのは「当該対価の額」と、同項第一号及び第二号中「使用料」とあるのは「譲渡に係る対価の額」と読み替えるものとする。

18　第三十九条の十七の三第二十三項の規定は、部分対象外国関係法人に係る法第六十六条の九の二第六項第十一号に規定する各事業年度の所得の金額として政令で定める金額について準用する。この場合において、第三十九条の十七の三第二十三項中「同号イ」とあるのは「法第六十六条の九の二第六項第十一号イ」と読み替えるものとする。

19　第三十九条の十七の三第九項から第十二項までの規定は、法第六十六条の九の二第六項第十一号ニに規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

20　第三十九条の十七の三第十四項の規定は、法第六十六条の九の二第六項第十一号トに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額について準用する。この場合において、第三十九条の十七の三第十四項中「第六十六条の六第六項第一号」とあるのは「第六十六条の九の二第六項第一号」と、「第六十六条の六第六項第七号」とあるのは「第六十六条の九の二第六項第七号」と読み替えるものとする。

21　第三十九条の十七の三第二十六項の規定は部分対象外国関係法人に係る法第六十六条の九の二第六項第十一号ルに規定する総資産の額として政令で定める金額について、第三十九条の十七の三第二十七項の規定は部分対象外国関係法人に係る同号ルに規定する政令で定める費用の額について、それぞれ準用する。

22　法第六十六条の九の二第七項に規定する政令で定めるところにより調整を加えた金額は、部分対象外国関係法人の各事業年度の同条第六項第四号から第七号まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）から当該部分対象外国関係法人の当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度（平成三十年四月一日前に開始した事業年度、部分対象外国関係法人（法第四十条の七第六項各号列記以外の部分又は第六十八条の九十三の二第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人を含む。）に該当しなかった事業年度及び法第六十六条の九の二第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度（法第四十条の七第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度及び法第六十八条の九十三の二第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度を含む。）を除く。）において生じた部分適用対象損失額（法第六十六条の九の二第六項第四号から第七号まで及び第十号に掲げる金額の合計額が零を下回る場合のその下回る額をいい、この項又は第三十九条の百二十の四第二十二項の規定により当該各事業年度前の事業年度において控除されたものを除く。）の合計額に相当する金額を控除した残額とする。

（金融関係法人部分適用対象金額の計算等）

第三十九条の二十の五　法第六十六条の九の二第八項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特殊関係株主等である内国法人に係る部分対象外国関係法人（同項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人をいう。以下この条において同じ。）の各事業年度の金融関係法人部分適用対象金額（同項に規定する金融関係法人部分適用対象金額をいう。以下この節において同じ。）に、当該部分対象外国関係法人の当該各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時における当該特殊関係株主等である内国法人の有する当該部分対象外国関係法人の第三十九条の二十の二第八項第一号に規定する請求権勘案保有株式等の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2　第三十九条の十七の四第二項及び第三項の規定は、特殊関係株主等である一の内国法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている部分対象外国関係法人で法第六十六条の九の二第八項第一号に規定する政令で定める要件を満たすものについて準用する。

3　第三十九条の十四第三項の規定は、前項において準用する第三十九条の十七の四第三項に規定する間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額の計算について準用する。この場合において、第三十九条の十四第三項中「外国関係会社（同条第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、同項第一号中「外国関係会社」とあるのは「外国法人」と、「内国法人等」とあるのは「一の内国法人」と、「いい、当該発行法人と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零とする」とあるのは「いう」と、同項第二号中「外国関係会社」とあるのは「外国法人」と、「内国法人等」とあるのは「一の内国法人」と読み替えるものとする。

4　法第六十六条の九の二第八項第一号に規定する純資産につき剰余金その他に関する調整を加えた金額として政令で定める金額は、部分対象外国関係法人の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した残額につき、第三十九条の十七の四第五項の規定の例により調整を加えた金額とする。

5　法第六十六条の九の二第八項第一号に規定する総資産の額として政令で定める金額は、部分対象外国関係法人の総資産の額につき、第三十九条の十七の四第六項の規定の例により計算した金額とする。

6　第三十九条の十七の四第七項の規定は、法第六十六条の九の二第八項第一号に規定する部分対象外国関係法人の本店所在地国の法令に基づき下回ることができない資本の額を勘案して政令で定める金額について準用する。

7　法第六十六条の九の二第八項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、部分対象外国関係法人の当該事業年度に係る同号に規定する親会社等資本持分相当額から前項において準用する第三十九条の十七の四第七項に規定する金額を控除した残額に、当該部分対象外国関係法人の当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む同号の一の内国法人の事業年度（以下この項において「親会社等事業年度」という。）に係る第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合（当該割合が百分の十を下回る場合には、百分の十）を乗じて計算した金額とする。

一　親会社等事業年度の決算に基づく所得の金額

二　親会社等事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した残額

8　法第六十六条の九の二第九項第二号に規定する政令で定めるところにより調整を加えた金額は、部分対象外国関係法人の各事業年度の同条第八項第四号に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零）から当該部分対象外国関係法人の当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度（平成三十年四月一日前に開始した事業年度、部分対象外国関係法人（法第四十条の七第六項各号列記以外の部分又は第六十八条の九十三の二第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人を含む。）に該当しなかった事業年度及び法第六十六条の九の二第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度（法第四十条の七第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度及び法第六十八条の九十三の二第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度を含む。）を除く。）において生じた金融関係法人部分適用対象損失額（法第六十六条の九の二第八項第四号に掲げる金額が零を下回る場合のその下回る額をいい、この項又は第三十九条の百二十の五第八項の規定により当該各事業年度前の事業年度において控除されたものを除く。）の合計額に相当する金額を控除した残額とする。

（部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額に係る適用除外）

第三十九条の二十の六　法第六十六条の九の二第十項第三号に規定する政令で定める金額は、同条第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額（各事業年度の所得を課税標準として課される第三十九条の十五第一項第二号に規定する法人所得税（法人税法施行令第百四十一条第二項第三号に掲げる税を除く。）の額を含む。）とする。

第三十九条の二十の七の見出し中「特定外国法人」を「外国関係法人」に改め、同条第一項中「同項に規定する特定外国法人（以下この条において「特定外国法人」という。）」を「外国関係法人（法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「事業年度」の下に「（第六項及び第九項において「課税対象年度」という。）」を加え、「。以下この条」を「。次項、第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「特定外国法人」を「外国関係法人」に改